

タイ市場

出品時の規制・認証・販売上の留意点(品目別まとめ)

第1部:タイ輸出に必要な認証・規制(ないと輸出できないもの)

化粧品・トイレタリー

- ・ タイ FDA(食品医薬品局)による製品登録または通知が必要(化粧品法 B.E. 2558)
 - ・ 化粧品は「医薬部外品」「一般化粧品」などに分類され、リスク区分に応じた対応が求められる
 - ・ 製造・輸入時には GMP に準拠した製造所認証・輸入者登録が必要
 - ・ 表示(ラベル)にはタイ語での成分、使用方法、注意事項などが必須
- タイ化粧品法(Cosmetic Act B.E.2558)に基づき、輸入化粧品は販売前にタイ FDA への通知が必須であり、製品ラベルにはタイ語表記が義務付けられています。また、医薬的効果をうたう広告表現は禁止されており、近年は Climbazole 等の成分規制や禁止物質リストの更新も行われています。

出典:

<https://www.fda.moph.go.th>

<https://credevo.com/articles/2023/11/15/registration-of-cosmetics-in-thailand-a-comprehensive-guide/>

<https://www.pnpinternationallegal.com/fda-cosmetic-registration>

<https://cosmeticsandtoiletries.com/regulations/regional/article/22939426/asiapacific-regulatory-update-advertising-laws-notifications-halal-certification-ingredient-restrictions-and-more>

健康関連製品

- ・ 医薬部外品(例:デオドラント、スキンケア製品など)の多くはタイ FDA の個別登録が必要
- ・ サプリメントや健康食品は「食品」としての扱いで、食品法(B.E. 2522)に基づく認可が必要
- ・ 医療機器はクラス I~IV に分類され、リスクに応じて登録・許可が必要(Medical Device Act B.E. 2551)
- ・ 含有成分が規制リスト(禁制成分、有害物質リストなど)に該当する場合、販売禁止や制限対象となる

→タイにおける医薬部外品・健康関連製品(ナチュラルヘルス製品、サプリメント等)は、Food Act B.E. 2522 や Hazardous Substances Act 等に基づき、一般的に 輸入前登録・GMP 認証が必要です。また、化粧品に準ずる成分安全性・表示義務が適用され、SDS の整備や成分ラベル、人や健康効果を強調する表現の制限も法令・ガイドライン上で求められます。

出典:

<https://www.fda.moph.go.th>

<https://emerhub.com/thailand/food-supplement-registration-in-thailand>

<https://www.nishimura.com/en/knowledge/publications/20250601-112901>

家庭用品・日用品

- ・ 食品接触製品(食器・調理器具など)は「食品容器」としてタイ FDA の管轄下であり、成分基準に準拠
- ・ 特定の化学物質を含む場合は「有害物質法(Hazardous Substance Act)」に基づき、表示や登録が必要
- ・ 家庭用洗剤や消臭剤などは医薬品または化粧品ではなく、「一般家庭用品」としての届出が求められる場合がある
- ・ 素材によっては、耐熱性や成分の移行(溶出)に関する試験・証明の提出が求められることもある

→タイでは、Food Act B.E. 2522(1979 年)に基づき、食品接触材料(特にプラスチック製容器・包装容器・セラミック・金属製品等)については、Ministry of Public Health Notification No. 435/2565(2022 年施行)により、材料ごとの安全基準(有害金属・温度耐性・溶出制限など)が明確に規定されており、タイ工業規格(TIS)に基づく適合試験および認証が必須です。

出典:

gpcgateway.com+2jetro.go.jp+2sgs.com+2

intertek.com

foodpackagingforum.org

第 2 部:継続出品のための制度・規制

※「★」はテストマーケティングでは原則不要だが、継続出品において必須となる制度・規制

化粧品・トイレットリー

- ・ タイ FDA への登録・通知(リスク区分に応じて)
- ・ ★タイ語表示(ラベル)義務
- ・ ★GMP 適合証明の整備
- ・ ★輸入者情報の登録・ラベル表示

出典:

<https://cosmeticsbridge.com/thailand-cosmetics-regulations-guidelines-notification-registration>

<https://credevo.com/articles/2023/11/15/registration-of-cosmetics-in-thailand-a-comprehensive-guide/>

<https://www.siamdevelopment.com/evolution-of-cosmetic-regulation-in-thailand/>

医薬部外品・健康関連製品

- ・ 健康補助食品は、★栄養表示基準・広告審査をクリアする必要あり
- ・ ★SDS(安全性データシート)や★タイ語の成分表示・効能記載が必要
- ・ ★有害成分・化学物質の規制(有害物質法)対象かの事前確認が求められる
- ・ ★製造所または輸入者のライセンス管理体制が整っていることが必須

2025 年 7 月時点におけるタイの Food Act B.E. 2522/Hazardous Substances Act B.E. 2535 に基づく制度および最新の運用基準

出典:

en.fda.moph.go.th+6emerhub.com+6credevo.com+6

ul.com

家庭用品・日用品

- ・ 食品接触製品の場合、★素材ごとの成分基準・規格適合証明が必要(溶出試験など)
 - ・ ★製品の使用方法や注意点をタイ語で明記したラベル表示が求められる
 - ・ 洗剤・消臭スプレーなどは★化学品登録や分類ラベル(GHS 対応)が求められる場合あり
- 2025 年 7 月時点において、タイの Food Act B.E. 2522 および Hazardous Substances Act B.E. 2535 に基づく制度

出典:

foodpackagingforum.org
ul.com

継続出品に必要な主な対応事項(まとめ)

- ・ FDA への各種登録・通知の完了(製品カテゴリ別)
- ・ タイ語での表示義務(成分・使用法・警告文など)
- ・ 製造者・輸入者ライセンスの管理と更新
- ・ 安全性証明(成分規制、溶出試験、GMP など)
- ・ 有害物質管理法・食品法・医薬品法などの該当確認と対応

第 3 部:タイ市場で売るときのコツ・商習慣(日本との違い)

- ・ 「美白」や「ナチュラル成分」へのニーズが高い
 - ・ 香りや使用感へのこだわりが強く、テクスチャやパッケージの質感も重視される
 - ・ 仏教文化の影響で「清潔感」や「慎ましさ」が好まれる傾向
 - ・ 健康志向の高まりにより、オーガニック・ハーブ成分・ヴィーガン対応などの訴求が有効
 - ・ 説明文・ラベル・広告すべてにおいてタイ語対応が必須(英語だけでは不可)
 - ・ SNS を活用したインフルエンサー・レビュー戦略が販売の鍵となる
- 2025 年 7 月時点でのタイ国内の消費者行動や市場トレンド。特に、ナチュラル・オーガニック素材への需要拡大、美容感度の高さ、インフルエンサーを通じたブランド影響力の重要性などは、複数の業界レポートにて確認されています。

出典:

[MarkWide Research+1Custom Market Insights+1](https://www.markwideresearch.com)
[IceIndustry Sourcing](https://www.iceindustry.com)
[researchgate.netvoguebusiness.com](https://researchgate.net/voguebusiness.com)